

## 2015年版EDINETタクソノミ（案）更新概要

### 1. 概要

EDINETタクソノミは、法令、会計基準等の改正、開示実務の変化等に対応して更新していく必要があり、原則として、年一回3月ごろに更新を行う予定としています。ただし、EDINETタクソノミを構成する全タクソノミが年次更新の対象となるわけではありません。また、必要な場合には、年次更新とは別のタイミングで一部のタクソノミを更新する可能性があります。

#### [EDINETタクソノミ更新の概要]

今回のEDINETタクソノミの更新は、年次更新として行われるものであり、その概要は、次のとおりです。

- ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正への対応
- ・ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の改正への対応
- ・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の改正への対応
- ・ その他の別記事業に係る会計規則、会計基準等の改正への対応

更新内容の概要については『EDINETタクソノミ更新概要〔添付資料〕』を、また、更新の完全な内容については『EDINETタクソノミ差分情報』をそれぞれ御参照ください。

#### 1-1. 純利益等の表示に関する更新内容

平成26年3月28日の財務諸表等規則等改正により「当期純利益（又は当期純損失）」の概念が、少数株主損益調整後の金額から、親会社株主に帰属する額と非支配株主に帰属する額の合計額に変わりました。新旧の対応は、次の表のとおりです。

改正前	改正後
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	当期純利益（又は当期純損失）
少数株主利益（又は少数株主損失）	非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）
当期純利益（又は当期純損失）	親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）

2015年版EDINETタクソノミにおいては、年度の連結財務諸表は改正前の財務諸表等規則等に基づき、四半期及び中間の連結財務諸表は改正後の財務諸表等規則等に基づいています。

改正前も改正後も「当期純利益（又は当期純損失）」という勘定科目を使用しますが、改正前後で概念が異なるため、次の表のように別要素としています。標準ラベルは同じですが、冗長ラベルは別にしてあります。年度の連結財務諸表においては改正前の要素であるNetIncomeを、

四半期及び中間の連結財務諸表においては改正後の要素であるProfitLossをそれぞれ用いるべき点に御注意ください。

	改正前	改正後
要素名	NetIncome	ProfitLoss
標準ラベル	当期純利益又は当期純損失 (△)	当期純利益又は当期純損失 (△)
冗長ラベル	当期純利益又は当期純損失(△) (平成26年3月28日財規等改正前)	当期純利益又は当期純損失(△) (平成26年3月28日財規等改正後)

なお、個別財務諸表に関しては、当該改正による会計上の影響はありませんが、「当期純利益又は当期純損失 (△)」要素の統一のため、平成26年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表（四半期及び中間を含む。）については、改正後の要素であるProfitLossを用いるものとします。したがって、2015年版EDINETタクソノミを用いるに当たっては、連結の場合と同様に、年度の財務諸表においては改正前の要素であるNetIncomeを、四半期及び中間の財務諸表においてはProfitLossをそれぞれ用いてください。

## 1-2. 業種別ELRの削減

従来EDINETタクソノミでは、各別記事業について、別記事業様式が定められていない財務諸表種類についても網羅的に関係リンクベース（表示リンク、定義リンク及び計算リンク）（以下「ELR」という。）を用意してきました。しかし、平成25年8月に公表された現行EDINETタクソノミからリキャストアプローチが採用されたことにより、関係リンクベースをEDINETタクソノミで用意する意味は薄れました。このため、2015年版EDINETタクソノミ（案）では、ELRの対象範囲を大きく削減していますが、その方針の概要は次のとおりです。

- ・ 業法が雛形を定めている表のELRは存続する。
- ・ ただし、一般商工業（又は他の類似業種）の表と同一又は類似するものは削減する。
- ・ 業法が雛形を定めていない表のELRは削減する。
- ・ ただし、連結貸借対照表及び連結損益計算書のELRは一部例外を除き存続する。

存続するELR及び削減するELR並びに参考にすべきELRの詳細については、『EDINETタクソノミ更新概要〔添付資料〕』のシート「業種別ELRの削除」を参照してください。

## 1-3. タクソノミ更新のその他の内容

EDINETタクソノミ更新の主な内容は、1-1及び1-2に記載のほか、次のとおりです。

- ・ 遡及処理軸を廃止し、代わりに表示項目を追加しました。

## 1-4. IFRSタクソノミ対応ガイドライン更新の概要

IFRSタクソノミの年次更新（「IFRSタクソノミ2014」）に対応した更新の主な内容は、次のとおりです。

- ・ IFRSタクソノミのフォルダ構成、名前空間が変更されたため、該当箇所の記載を更新しました。

IFRSタクソノミの年次更新に対応した更新以外の主な更新内容は、次のとおりです。

- ・ 要素選択の指針及び具体例を記載しました（『提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS適用提出者用）』の「8. 要素選択について」）。IFRSタクソノミを利用したタグ付けを行うにあたり、不必要な要素拡張を避け、適切な要素選択を行うための参考にしてください。

## 2. タクソノミのバージョン

今回更新対象となるのは、次のタクソノミです。

- ・ 財務諸表本表タクソノミ
- ・ 開示府令タクソノミ
- ・ 特定有価証券開示府令タクソノミ

これら以外のEDINETタクソノミについては、従前のEDINETタクソノミを引き続き利用します（「[2014年版EDINETタクソノミの公表について](#)」及び「[2014年版EDINETタクソノミ（投信法改正対応版）の公表について](#)」を参照）。

EDINETタクソノミの直近のタクソノミ日付及びEDINETタクソノミ（案）におけるタクソノミ日付は、次の表のとおりです。

タクソノミ名称	直近のタクソノミ日付	EDINETタクソノミ（案）におけるタクソノミ日付
DE Iタクソノミ	2013-08-31	同左
財務諸表本表タクソノミ	2013-08-31	2015-01-31
開示府令タクソノミ	2013-08-31	2015-01-31
臨時報告書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
自己株券買付状況報告書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
特定有価証券開示府令タクソノミ	2013-08-31	2015-01-31
特定有価証券開示府令タクソノミ（みなし有価証券届出書対応版）※	2014-07-31	
特定有価証券臨時報告書タクソノミ	2014-03-31	該当なし
特定有価証券自己株券買付状況報告書タクソノミ	2014-07-31	該当なし
他社株公開買付届出書タクソノミ	2014-03-31	該当なし
他社株意見表明報告書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
他社株公開買付撤回届出書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
他社株公開買付報告書タクソノミ	2013-08-31	該当なし

他社株対質問回答報告書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
自社株公開買付タクソノミ	2014-07-31	該当なし
大量保有タクソノミ	2014-07-31	該当なし
内部統制タクソノミ	2013-08-31	該当なし

※特定有価証券開示府令タクソノミ（みなし有価証券届出書対応版）は、2015年版EDINETタクソノミ（案）では、特定有価証券開示府令タクソノミに統合しています。

### 3. 根拠法令

次の法令等の改正に基づき、EDINETタクソノミ（案）の設定を更新しています。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成26年3月28日）
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成26年3月28日）
中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成26年3月28日）
中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成26年3月28日）
四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成26年3月28日）
四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成26年3月28日）
企業内容等の開示に関する内閣府令（平成26年9月3日）
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成26年9月3日）
電気事業会計規則（平成26年8月15日）
金融商品取引法（平成26年6月27日）
金融商品取引業等に関する内閣府令（平成26年8月6日）
投資信託財産の計算に関する規則（平成26年9月3日）
投資法人の計算に関する規則（平成26年9月3日）

### 4. 適用時期

更新後のEDINETタクソノミ及びIFRSタクソノミ対応ガイドラインの適用時期は、次のとおりです。それ以前の書類については、従前のEDINETタクソノミ及びIFRSタクソノミ対応ガイドラインが適用されます。

<2015年版EDINETタクソノミの適用時期>

対象書類	適用時期
有価証券報告書	平成27年3月31日以後に終了する事業年度に係る書類から適用
四半期報告書及び半期報告書	平成27年4月1日以後に開始する事業年度に係る

	る書類から適用
有価証券届出書	平成27年3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類から適用

<IFRSタクソミ2014の適用時期>

対象書類	適用時期
有価証券報告書中のIFRS財務諸表（ただし、IFRSタクソミを用いる場合に限る。）	平成27年3月31日以後に終了する事業年度に係る書類から適用
四半期報告書又は半期報告書中のIFRS財務諸表（ただし、IFRSタクソミを用いる場合に限る。）	平成27年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類から適用
有価証券届出書中のIFRS財務諸表（ただし、IFRSタクソミを用いる場合に限る。）	平成27年3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類から適用

5. 今後の予定

今後の予定は次のとおりです。

時期	予定
平成27年2月2日	2015年版EDINETタクソミ（案）への意見募集の締切り
平成27年3月上旬頃	2015年版EDINETタクソミの公表

以上